

報 道 資 料

平成 28 年 4 月 18 日
総 務 部 総 務 課
県政情報係 新谷、橋本
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2388

奈良県情報公開審査会の第 177 号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第 187 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 28 年 4 月 15 日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：警察本部 交通部 交通指導課
- ◎ 対象行政文書：奈良県〇〇署〇〇警部補がこれまでに告知した交通違反に関する全ての告知票
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：不開示決定
 - 不開示理由：条例第 10 条に該当
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：

1 本件行政文書の性質について

道路交通法第 126 条においては、警察官が、反則者があると認めるときに、「居所又は氏名が明らかでない」又は「逃亡するおそれがある」場合を除き、その者に対し、速やかに、反則行為となるべき事実の要旨及び当該反則行為が属する反則行為の種別並びにその者が反則金の納付に係る通告を受けるための出頭の期日及び場所を書面により告知するものと定められている。

本件開示請求は、特定の個人の名を挙げて、かつ、当該特定の個人が警部補の階級にあるとの認識を示して、当該特定の個人がこれまでに告知した交通違反に関する全ての告知票を対象とするものである。

したがって、本件行政文書の存否を答えることは、警部補の階級にある特定の個人が存在するか否かという情報（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

2 存否応答拒否について

条例第 10 条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示の決定をし、存在しない場合は存在しない旨の決定をすることが原則である。

しかし、本件開示請求のように、特定の者の名を挙げて、当該特定の者に関する情報が記録された行政文書の開示請求があった場合には、行政文書に記録されている当該情報は存在するが、不開示情報に該当するとして不開示決定をしたり、当該情報を記録した行政文書が存在しないとして不開示決定をすれば、当該情報の存否が明らかになってしまうが、これにより不開示情報を開示することになってしまう場合がある。

そこで、条例第 10 条は、その例外として、行政文書が存在しないにもかかわらず、開示請求された行政文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合には、開示請求を拒否することができることを定めたものである。したがって、この規定を適用するに当たっては、行政文書の存否を明らかにすれば、どのような内容の不開示情報を開示することとなるのかを具体的に明らかにする必要がある。

3 本件行政文書の条例第 10 条該当性について

諮問実施機関は、本件行政文書の存否を答えるだけで、条例第 7 条第 2 号に規定する不開示情報を開示することになるため、条例第 10 条の規定により不開示とした本件決定は妥当である旨主張しているため、以下検討する。

(1) 条例第 7 条第 2 号本文について

条例第 7 条第 2 号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示とする旨規定している。

本件存否情報は、警部補の階級にある特定の個人が存在するか否かという個人に関する情報であって、当該個人を識別することができる情報であると認められる。

したがって、本件存否情報は、条例第 7 条第 2 号本文に掲げる情報に該当する。

(2) 条例第 7 条第 2 号ただし書について

条例第 7 条第 2 号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は

慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていない。しかし、県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、知事部局等の職員の氏名については、奈良県職員録に掲載され、一般に頒布されている。さらに、人事異動の際には報道発表もされることから、慣行として公にされているとして、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、同号ただし書アに該当するとして、原則として開示されている。

しかし、諮問実施機関及び実施機関の職員のうち、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名については、諮問実施機関の説明にあるように、犯罪捜査等に係る現場での活動が相当程度に予定されている職務の性質上、氏名が公にされると、職員の私生活に影響を及ぼすおそれがあるため、奈良県職員録にも掲載しておらず、人事異動の際にも報道発表がなされていないことが認められる。このことから、警察職員のうち、警部補以下の階級にある職員及びそれに相当する職員の氏名は、慣行として公にされているとは認められず、同号ただし書アに該当しない。

さらに、本件存否情報は、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

(3) まとめ

以上のことから、本件存否情報は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。したがって、本件開示請求については、本件行政文書の存否を答えるだけで、条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することになるため、条例第10条の規定により、当該行政文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

4 公益上の理由による裁量的開示について

審査請求人は、審査請求書において、「法令に関する虚偽説明を行った〇〇警部補の行為は、不法行為となることは高度な蓋然性が認められるものである。よって、奈良県警察本部長は、誤って違反告知した事実を広く一般に公表した上、奈良県情報公開条例（平成13年条例第38号）第9条に規定する公益的理由による裁量的開示を実施すべきである。」と主張しているため、以下検討する。

条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第7条第1号の情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。」と規定し、条例第7条各号の不開示情報に該当する情報であっても、公にすることに、当該規定により保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められるときは、実施機関の高度の行政的な判断により、開示することができることとされている。

一方で、条例第3条後段は、「実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定しており、当該不開示情報が個人に関する情報である場合は、同条後段の趣旨に即して慎重に判断されることが必要である。

本件事案について見ると、審査請求人は、誤って違反告知した事実を広く一般に公表すること等に公益上の必要性があると主張しているが、当審査会は、交通違反に係る違反告知が誤ったものであったか否かについて、当該違反告知に係る告知票から判断できるわけではなく、また、本件存否情報が個人に関する情報であることを考慮すると、これを公にすることに、条例第7条第2号の規定により保護すべき利益を上回る公益上の必要性があるとは認められない。

したがって、実施機関が条例第9条を適用しなかったことについて、裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成24年	8月30日		
② 決定	平成24年	9月12日	付けで不開示決定	
③ 審査請求	平成24年	9月22日		
④ 諮問	平成24年	10月4日		
⑤ 経過	平成27年	11月18日	第189回審査会	審議
	平成27年	12月16日	第190回審査会	審議
	平成28年	1月13日	第191回審査会	審議
	平成28年	2月23日	第192回審査会	審議